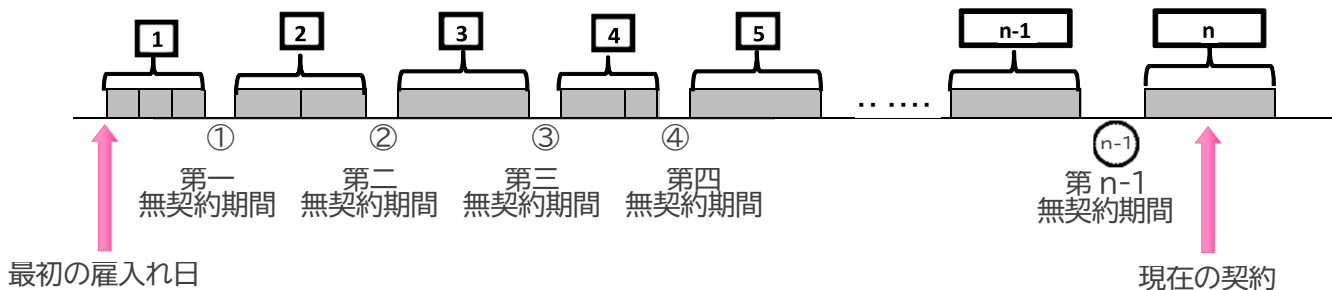


基準省令第1条第1項を図示すると次のとおりです



号	無契約期間の位置	次の基準を満たすときは、左欄の無契約期間の前後の有期労働契約が連続すると認められる。
一	①(最初の雇入れの日後最初に到来する無契約期間)	①の期間が、 $\square 1$ に2分の1を乗じて得た期間(★)未満であるときは、 $\square 1$ と $\square 2$ が連続すると認められる。
二	②	次に掲げる場合に依り、それぞれ次に定めるものであるときは、 $\square 2$ と $\square 3$ が連続すると認められる。
	イ $\square 1$ と $\square 2$ が連続すると認められる場合	②の期間が、 $(\square 1 + \square 2)$ に2分の1を乗じて得た期間(★)未満であること。
	ロ $\square 1$ に掲げる場合以外の場合	②の期間が、 $\square 2$ に2分の1を乗じて得た期間(★)未満であること。
三	③	次に掲げる場合に依り、それぞれ次に定めるものであるときは、 $\square 3$ と $\square 4$ が連続すると認められる。
	イ $\square 3$ 以前の全ての有期労働契約が連続すると認められる場合	③の期間が、 $(\square 1 + \square 2 + \square 3)$ に2分の1を乗じて得た期間(★)未満であること。
	ロ $\square 2$ と $\square 3$ が連続すると認められる場合	③の期間が、 $(\square 2 + \square 3)$ に2分の1を乗じて得た期間(★)未満であること。
	ハ イ又はロに掲げる場合以外の場合	③の期間が、 $\square 3$ に2分の1を乗じて得た期間(★)未満であること。
四	④以降の無契約期間	当該無契約期間が、前三号の例により計算して得た期間未満であること。

※ ★印は「6か月を超えるときは6か月とし、1か月に満たない端数を生じたときは、これを1か月として計算した期間とする。」の略。